

平成30年度 建設業労働災害防止対策実施事項

I 趣 旨

本年度は、国の第13次労働災害防止計画に基づいて当協会が策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第8次建設業労働災害防止5カ年計画）」（以下、「第8次計画」という）の初年度にあたる。

今般、その「第8次計画」を踏まえ、平成30年度に会員及び当協会が取り組むべき安全衛生管理活動ならびに労働災害を未然に防止するために、建設現場において講じるべき具体的な措置について取りまとめた「平成30年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）を策定した。

建設業の労働災害は、会員をはじめ関係者の不断の努力により、長期にわたり減少してきた。平成28年は、死亡災害が史上初めて300人以下の294人となったが、翌平成29年8月の速報値で、死亡災害が前年同期比31人増となったため、厚生労働省から緊急要請が発せられ、建設従事者全員が危機感を共有することで、大幅な増加傾向に歯止めがかけられた。しかし、「第7次計画」を振り返ってみると、事故の型別では、死亡者数・休業4日以上死傷者数共に「墜落・転落」による災害が約4割を占め、「墜落・転落」災害の防止は建設業における喫緊の課題となっており、第8次計画では年1回、同災害を撲滅するため「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施し、重点的に取り組む期間を設けることとした。

また、建設業及び全産業でも、「交通事故（道路）」は事故の型別の死亡災害で第2位となっているため、「交通事故防止」も積極的に推進する。

建設業では、今後、自然災害の復興工事、国土の防災・減災のためのインフラ整備工事、東京オリンピック・パラリンピック関連工事などにより工事量が高水準で推移することが見込まれている。また、現場管理者や技能労働者不足、建設業に従事する方々の高齢化や過重労働による疲労・ストレスに起因する労働災害の増加が懸念され、今までにも増して安全衛生水準の向上を図ることが重要である。

本年度の「実施事項」においては、「建設業労働災害防止規程」の遵守、安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの確実な実施と確認、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入・実施、墜落・転落災害をはじめとする「三大災害」の防止、交通労働災害の防止、建設業におけるメンタルヘルス対策、安全衛生教育の積極的な推進等を重点実施事項とすると共に、三大災害等を防止するための対策を具体的に示した。

当協会においては、これらの対策が各店社ならびに建設工事現場において円滑かつ効果的に講じられるよう、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業の促進、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の普及、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」に準じた教育等、安全衛生教育の実施体制の整備にあたりると共に、東日本大震災・熊本地震等の自然災害に係る復旧・復興工事の災害防止対策、東京オリンピック・パラリンピック関連施設及び周辺インフラ工事における労働災害防止対策、近年多発している熱中症の予防対策等に積極的に取り組むこととしている。

さらに、本年9月20日・21日の両日、横浜市のパシフィコ横浜において「第55回全国建設業労働災害防止大会」を開催し、安全衛生意識の高揚及び効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図ると共に、最新の安全衛生情報を提供することとしている。

会員は、本実施事項に基づき、経営トップの明確な安全衛生方針のもとに、各企業の実態に即した安全衛生計画を策定し、関係者と密接に連携を図り、実効ある労働災害防止活動を積極的に推進することとする。